

## 出力制御機能付パワーコンディショナの導入について（納入〔販売〕予定確認書）（写）ご提出について（出力制御機器が市販される前にお申込される方へのお願い）

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年1月26日の省令改正により、発電事業者さまには電力会社からの求めに応じて「出力制御に必要な機器の設置、及び費用負担その他必要な措置を講じていただくこと」が必要となりました。

（10kW未満〔余剰〕については、平成27年4月1日以降申込み分が対象）

出力制御を確実にを行うためには、発電事業者さまが出力制御機能付PCSを確実に入手できることを確認する必要があるため、販売店さま等から出力制御機能付機器の設置について説明を受け、設置予定等について確認していることがわかる書面（「出力制御機能付パワーコンディショナの導入について（納入〔販売〕予定確認書）」）の写しの提出をお願いします。

お手数をお掛けしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

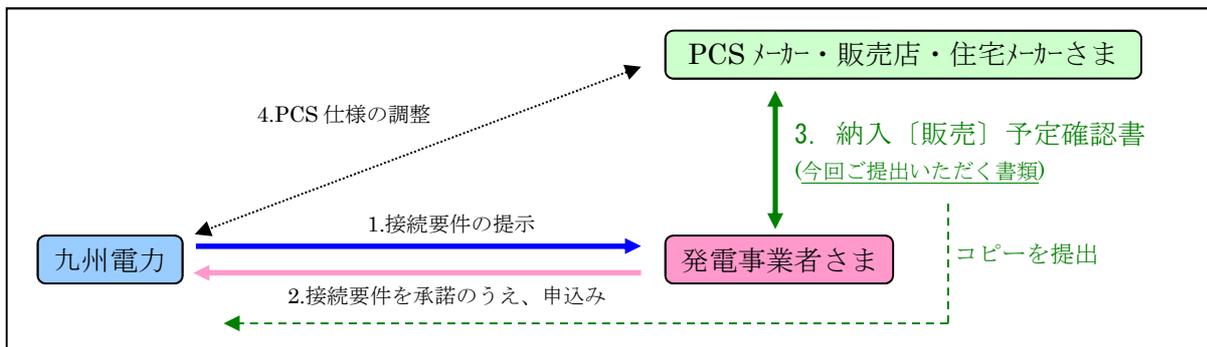
#### 1. ご提出いただく書類

出力制御機能付パワーコンディショナの導入について（納入〔販売〕予定確認書）の写し

#### 2. ご提出方法

出力抑制が実施される時期までに、発電所所在地を管轄する当社営業所までご持参または郵送などにより提出ください

（参考）出力制御機能付PCSが市販されるまでのお申込の流れ



以上

九州電力株式会社

